

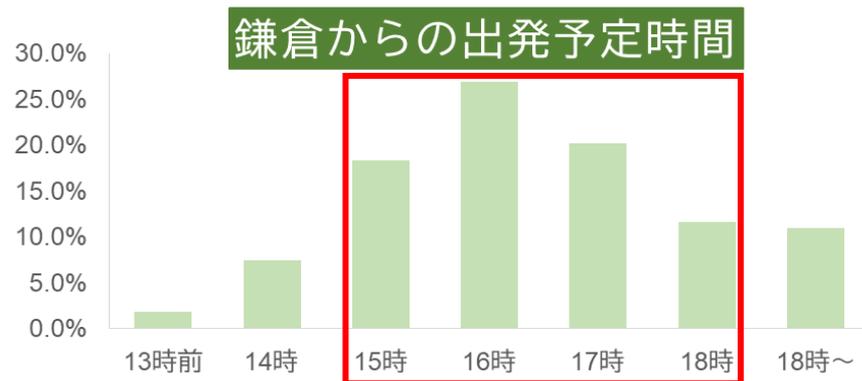
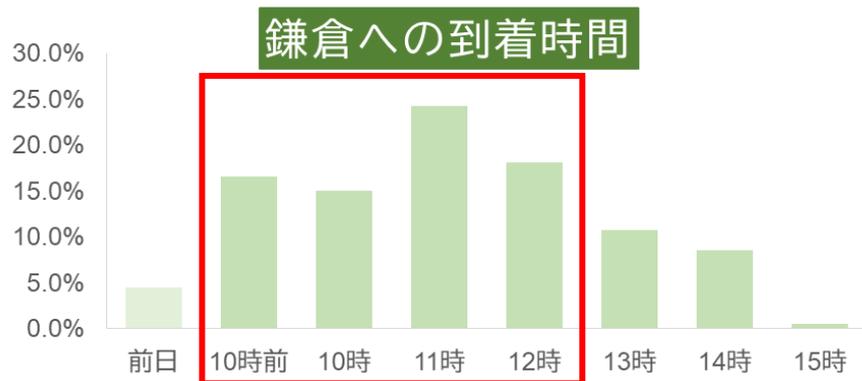
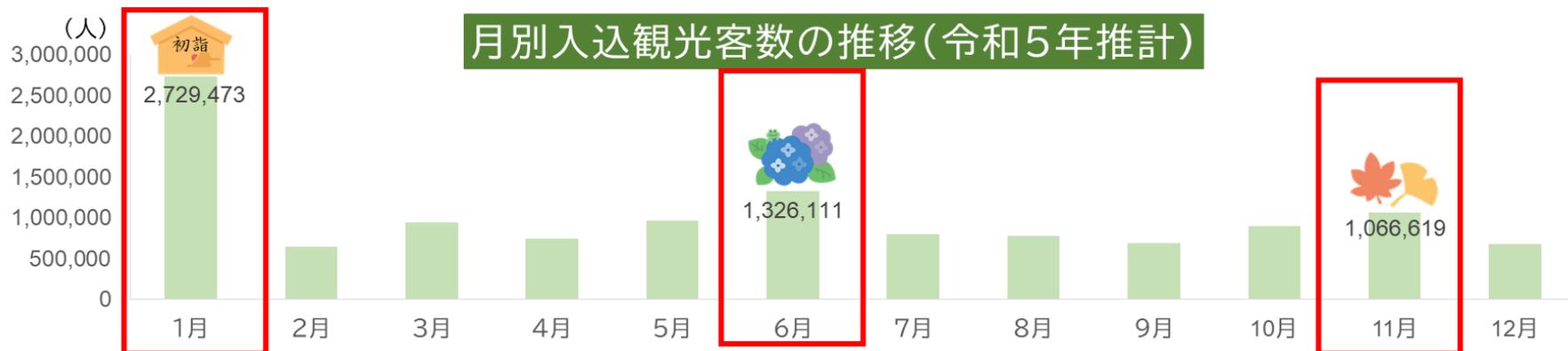
宿泊税等の観光財源に関する 事業者様向け勉強会

令和8年3月2日

説明資料

1 鎌倉市の観光特性・課題について

■ 鎌倉市の観光に関する特性や課題(集中型観光)



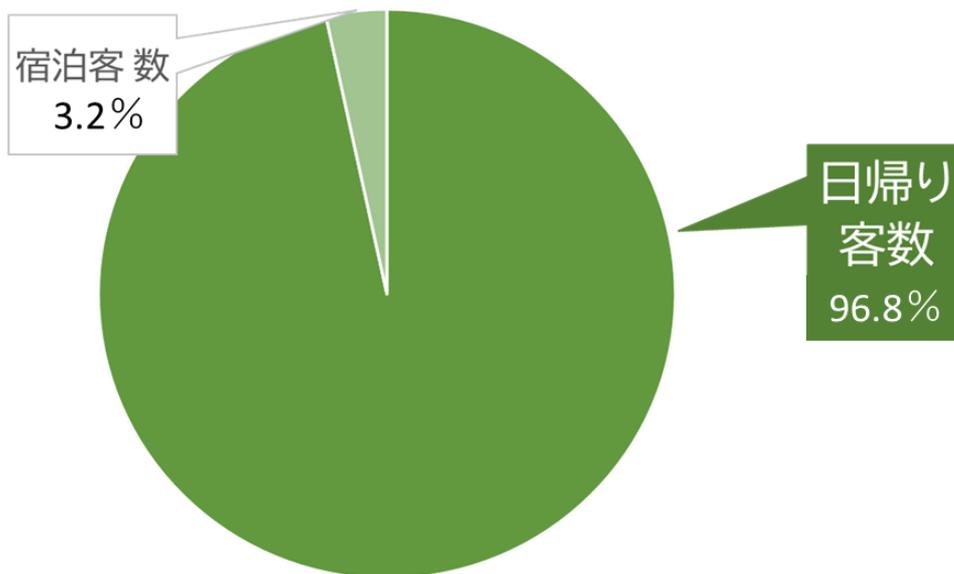
出所:「月別入込観光客数の推移」令和5年神奈川県入込観光客調査、「鎌倉への到着時間」・「鎌倉から出発予定時間」鎌倉市の観光事情－令和6年度版(令和5年度実績)－

観光客の来訪傾向に、季節的、時間的また地域的な偏りがあります。

- ・ 特定の季節や時期に集中
- ・ 日中の観光が大半
- ・ 市内の特定のエリアのみが混雑

■ 鎌倉市の観光に関する特性や課題(日帰り観光)

旅行の形態



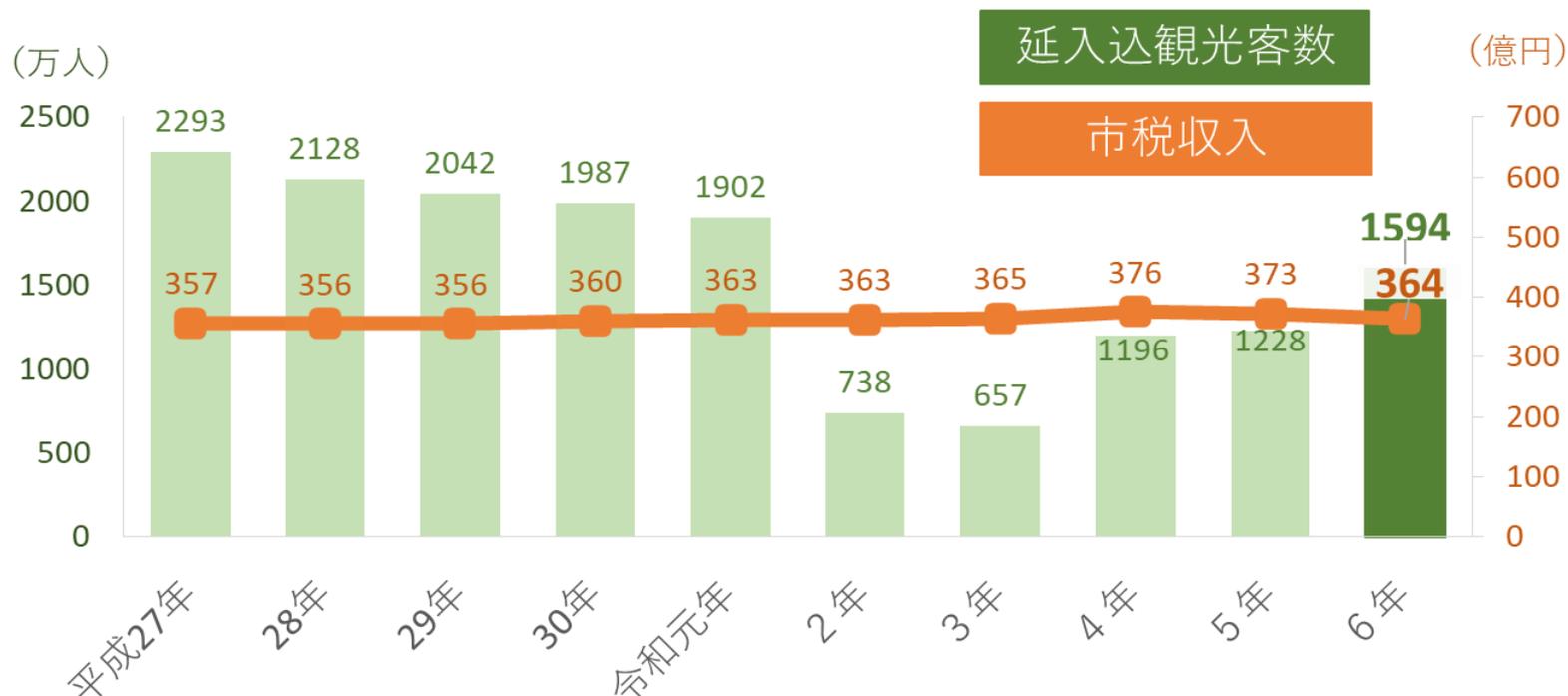
日帰り客数： 約1,594万人
宿泊客数： 約50.4万人
(令和6年推計)

出所：令和6年神奈川県入込観光客調査

首都圏から程よい距離感にあるが故、日帰り観光地としての性格が強く、観光消費額に繋がりにくい状況にあります。

- ⇒ **新たな財源を導入することで、「朝夜観光の促進」、「宿泊を伴う滞在型観光」等の観光振興といった事業者様向け支援を実施**
- ⇒ **宿泊や、ひいてはその他の観光消費額の向上につなげたい**

■ 鎌倉市の観光に関する特性や課題(市税への影響)



出所：令和6年入込観光客調査、年度別鎌倉市の財政情報 ※令和6年度の市税収入は予算額

市の延べ観光客数はコロナ禍等の影響で数字が大きく変わる一方、市の税収額は一定規模で推移しています。

⇒観光客数が市の財政に与えるプラスの効果は乏しく、受益者(観光客)負担の構造になっていない。

2 市の観光財源に関する 検討について

■ 安定した新たな観光財源を得ていく必要性

第4期鎌倉市観光基本計画 ※令和8年3月改定予定

基本理念	
住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉	
目標	施策分野
I 観光がもたらす豊かさの実感	(1) 観光がもたらす経済的・社会的効果の共有 (2) 責任ある観光（レスポンスブルツーリズム）の推進 (3) 観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入 (4) 地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致
II 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備	(1) 分散型観光の推進 (2) 泊まる観光の推進 (3) 住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進 (4) 誰もが利用しやすい観光受入環境の充実 (5) 観光案内の充実 (6) 歩いて楽しめる美しい観光まちづくり
III 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実	(1) 歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくり (2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進 (3) 観光資源に関する効果的な情報発信 (4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ (5) 新たな観光資源の発掘・開発と活用
IV 人材育成・連携体制づくり	(1) 観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化 (2) 持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり (3) 教育・学習と相互理解に関する機会の提供 (4) 鎌倉サポーター（鎌倉市を愛する応援者）を増やす

計画案より抜粋

「住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉」を理念に、**市民と観光旅行者双方が観光による豊かさを実感し、還元できる仕組みづくりに注力**します。

これにより、観光を通じて市民と観光旅行者双方が恩恵を共有し、地域の活力を高めることを目指します。

観光資源の保全と活用を支える基盤を構築するとともに、持続可能な観光まちづくりに向けて、人材育成・連携体制づくりに着手します。

各施策分野のアクションプランをより効果的に実施していくための新しい財源確保が必要

■ 観光財源の具体的内容(過去に鎌倉市で検討に挙がっていた主なもの)

財源	内容
観光バス等への課金	<p>【地方税、受益者分担金・負担金として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入域規制目的で行われている事例あり。 ・対象者の把握や徴収方法に課題があるが、日帰り観光客から取り得る手段となる。
社寺等拝観料への課金	<p>【地方税、受益者分担金・負担金として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市や鎌倉市で過去に検討したが、寺社仏閣との合意形成や国との調整が非常に困難と考えられる
ロードプライシング	<p>【地方税、受益者分担金・負担金として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税の公平性、徴収方法等に課題あり。
トイレの有料化	<p>【使用料、寄附金として】</p> <p>千代田区では有料トイレがあり、また海外では一般的。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市で寄附実績（R6年度に約90万円）あり。回収可能額と導入コストを踏まえた検証や、使用率の変化等の実証が必要。
ふるさと納税 GCF(ガバメントクラウドファンディング)	<p>【寄附金として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6 実績約6,658万円 ・R7 鎌高前にて約350万円
入場料、入場税	<p>【地方税、協力金、使用料・手数料として】</p> <p>例 廿日市市：宮島訪問税 富士山：通行料・入山料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市は局所的に人気があり、有効に区分できる適切なエリアが設定できれば、徴収は可能。

⇒令和8年2月より「鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会」を設置し、検討を進めています。

■ 観光財源の具体的内容(一般的なもの)

財源の種類	具体的な内容や代表的な例
①地方税	<p>法定目的税・・・「入湯税」 観光振興、環境衛生、消防施設の整備費等として、温泉や鉱泉を利用した際に入浴客に課される税 200～500円/1回程度 ※当市では導入済(令和8年10月課税開始)であり、150円/1回で年間500万の 税収を見込む</p> <p>法定外普通税・・・「歴史と文化の環境税」福岡県太宰府市 市内の有料駐車場を利用する観光客などに課され、得られた税収は歴史的 文化遺産の保全や観光環境の整備に充てられる 50～500円/1回</p> <p>法定外目的税・・・「宿泊税」 地域の観光振興や環境整備(ゴミ処理、景観保護など)を目的として、ホテ ル・旅館等への宿泊客に課される税 200円/1人1泊程度</p>
②受益者分担金・負担金	公共下水道や農業集落排水施設など、その設備を利用できる環境が整う恩恵を 受ける対象者から、主に1回に限り徴収される制度
③協力金	富士山保全協力金 世界遺産・富士山の自然環境保全や登山者の安全対策費用として、5合目以 上へ入山する登山者から募る任意の寄付制度 1,000円/1人 ※入山料に1本化され、R6で廃止
④使用料・手数料	公民館、体育施設、駐車・駐輪場、公営住宅、文化・教育施設などの使用料 許認可申請、ゴミ処理など特定の行政サービスの利用時に徴収される対価
⑤寄附金	ふるさと寄附金 応援・貢献したいと思う地方自治体へ寄附を行う制度 ※当市ではH27から導入済

3 宿泊税の制度等について

宿泊税とは

宿泊税とは地方税の一種で、自治体が用途を決めることができる法定外目的税※1であり、宿泊料金等に応じて課税されます。

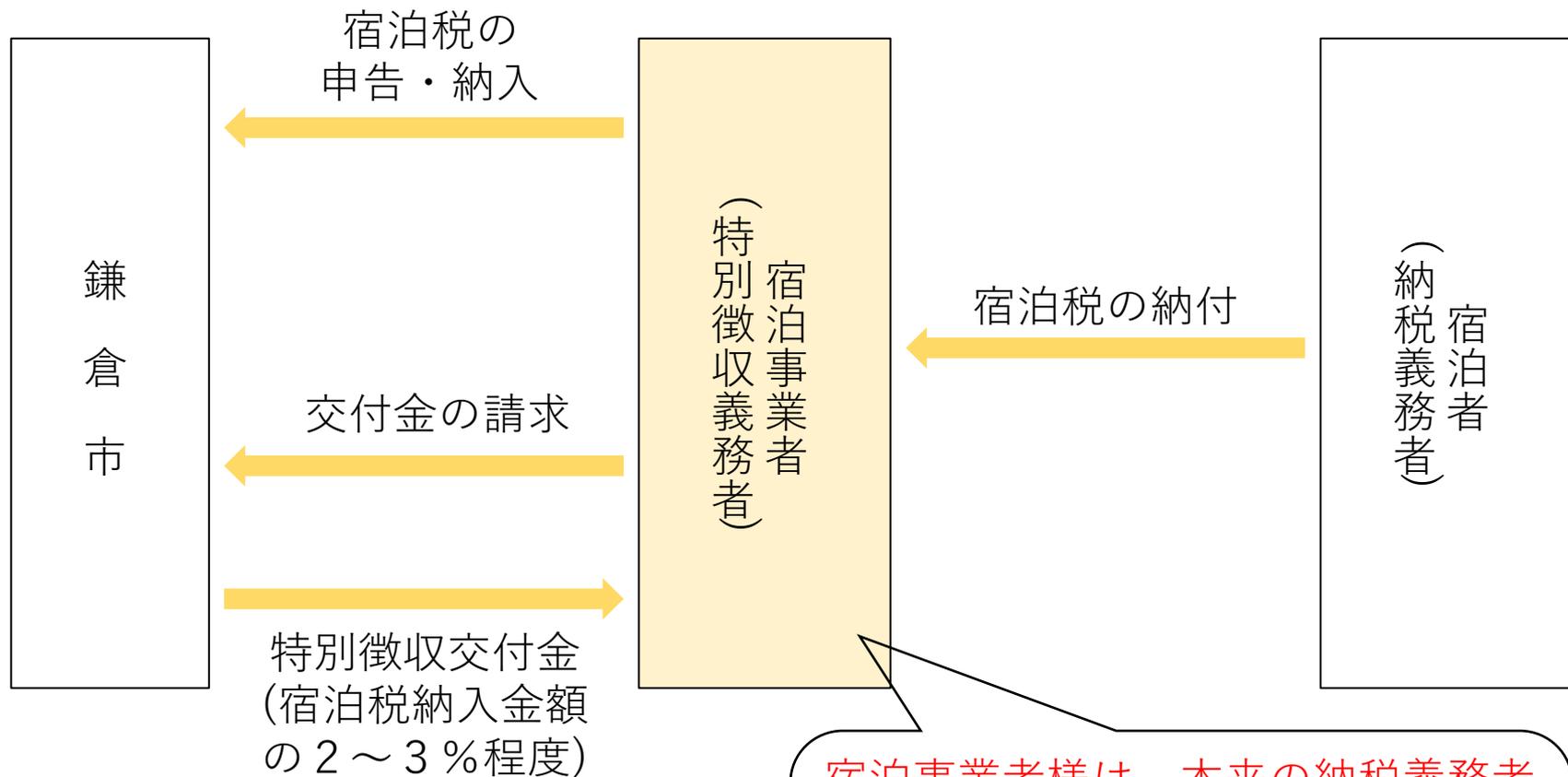
一般的に、宿泊者に対して観光のための財源として地域の魅力を向上させることを用途に掲げるとともに、**地域の観光振興や市民生活と観光との調和等に充てる財源**として活用されるものです。

※1 地方税法に基づき、特定の費用に充てるため地方団体が独自に条例で定めることができる税目で、宿泊税や産業廃棄物税等があります。

(参考)先行事例における宿泊税の目的・用途

京都府	国際文化観光都市としての魅力を高め、 観光の振興 を図る施策に要する費用
熱海市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な 観光振興 を図る施策に要する費用に充てる
湯河原町	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な 観光振興 を図る施策に要する費用

■ 宿泊税の課税・納入の一般例



申告や納入手続き等の事務負担を考慮して支援する交付金で、先行事例では納入金額の2~3%程度を交付しており、本市においても導入を検討しています。

宿泊事業者様は、本来の納税義務者である宿泊客から宿泊税を預かり、自治体へ申告・納入する義務を負う立場として「特別徴収義務者」となります。

■ 本市における宿泊税の見込み

市が把握している宿泊者数は504,000人です。
仮に「一人1泊300円」又は「500円」とした場合、

$$504,000 \text{人} \times 300 \text{円} = 151,200,000 \text{円} \\ \text{(1億5,120万円)}$$

$$504,000 \text{人} \times 500 \text{円} = 252,000,000 \text{円} \\ \text{(2億5,200万円)}$$

の税収が見込めます。

しかしながらこの宿泊者数は市内377施設のうち、34施設からいただいた数字のみのため、実態は上記よりも多い税収となることが想定されます。

他自治体の宿泊税の導入状況

全国では**19の自治体**（**4都道府県、15市町村**）が導入しています。

導入年	導入自治体	導入年	導入自治体	導入年	導入自治体	導入年	導入自治体
H14	東京都	R2	福岡県	R7	常滑市	R7.12	弘前市
H29	大阪府	R2	福岡市	R7	熱海市	R7.12	松江市
H30	京都市	R2	北九州市	R7	高山市	R8.1	宮城県
H31	金沢市	R5	長崎市	R7	下呂市	R8.1	仙台市
R元	倶知安町	R6	ニセコ町	R7.11	赤井川村		

（令和8年2月26日時点、総務省のホームページより）

全国で宿泊税導入に向けた動きが進んでいます。

- ・ **導入予定**（総務大臣同意済）**35自治体**（**4道県、31市町村**）

※令和8年2月13日に11の自治体が総務省との協議を終了。

（令和8年2月26日時点、総務省のホームページ報道資料より）

- ・ **導入検討中****92自治体**

（令和7年7月末の共同通信社の調査による数字）

4 宿泊税を検討する意義

なぜ、宿泊税なのか①

以下の様々な要素から判断し、現時点で市が最も優先して検討すべき観光財源は、宿泊税であると考えています。

- ・ 日帰り客が多い鎌倉市だからこそ、**朝夜観光や宿泊を伴う滞在型観光の推進といった観光振興等を目的とした財源を確保し、活用したい。**

- ・ 観光における受益者である観光客へ負担を求めるにあたり「**宿泊**」**行為が、最も課税対象とすべき行為として適している。**

※飲食、物品の購買、入域、駐車場利用、公共交通機関の利用等の消費行動は、観光客ではない市民等も行うケースが多数あるため、課税対象とすべき行為としては公平性に欠ける

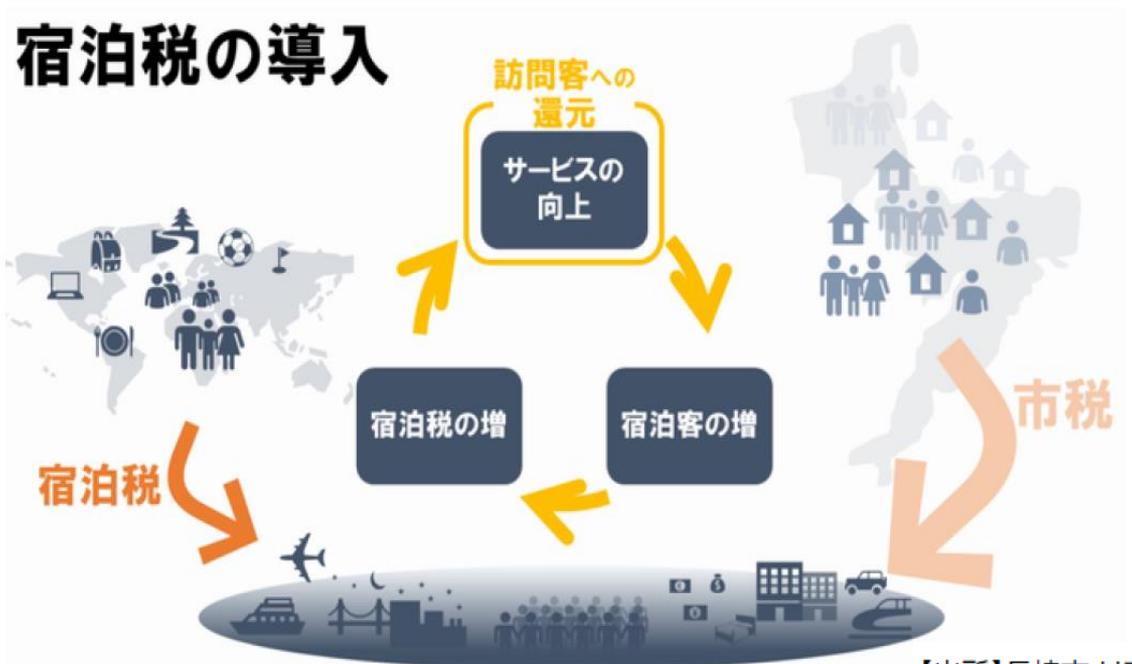
※社寺の拝観料は、宗教上の『寄付』の性質があるとして、現時点では非課税
⇒実現には国も含めた規模での検討が必要であり、導入までの検討に時間を要する

- ・ 導入自治体が急速に拡大しており、ノウハウが既に確立されていることから、他の観光財源の確保手法に比べ、導入が行いやすい。
⇒ **国内の他の観光都市において、宿泊税を活用した観光振興が進んでいく中、競争力で劣らないためにも、先駆的に導入が必要**

なぜ、宿泊税なのか②

- ・他の課税対象行為や財源の確保手法と比べ、財源額を試算するための数字の把握が容易であり、財源規模の予測が立てやすい。
⇒ **観光財源として、将来的な活用計画が立案しやすく、使途が設計しやすい。**

- ・得た財源を活用し、宿泊を伴う滞在型観光を支援していくことで、
「税込増」、「サービスの向上」にも繋がり、好循環を生み出せる。



【出所】長崎市 HP

5 観光財源の使途(使い道) について

宿泊税等の観光財源の使途(例)について その①

先行事例では、以下のような使途の例がございます。

①宿泊事業者様への直接支援(事務負担の軽減や支援等)

・システム改修への補助

宿泊税の導入に伴うレジやホテル管理システムの改修費用に対し、補助金を交付

・徴収事務の負担に対する交付金

徴収業務を担う宿泊事業者様に対し、税込の数%（全国的には2～3%が一般的）を事務経費として交付

・事業者様向けデジタルシフト補助(東京都)

宿泊事業者様等に対し、自動チェックイン・チェックアウトや旅行者向け混雑状況可視化システムに対するデジタルツール導入を支援を実施

・旅行者受入対応力強化支援事業補助(東京都)

人材の確保に関する事業、人材の定着・育成に関する事業への補助を実施

宿泊税等の観光財源の使途(例)について その②

②宿泊事業者様への間接支援（観光振興等）

・朝夜観光の促進、宿泊を伴う滞在型観光支援

- (1) デイタイム以外の鎌倉の魅力を発信し、観光客が長い時間市内に滞在したくなる支援を実施
- (2) 宿泊を伴う観光のPRのためのコンテンツ(動画やパンフレット等)の整備、配布

・観光キャンペーン、イベントの実施

- 旅行サイト等への積極広告への支援(熱海市)
- 閑散期の観光コンテンツの検討、開拓(松江市)

・観光施設の整備

- 公衆トイレや案内所、観光案内板等の維持・管理、拡充

宿泊税等の観光財源の使途(例)について その③

③その他の観光振興、支援等

- ・ **観光と市民生活の両立支援**

慢性的な通行混雑、渋滞への対策

インバウンド等の観光客へのマナー啓発・対策

市内の観光エリアの美化活動

- ・ **徴収の公平性の担保**

課税逃れの無いよう許可、届出のない宿泊事業者の対策

- ・ **使途(使い道)の透明性の担保**

将来にわたって適切な使途が設定されるための仕組み

(PDCAサイクル等)の構築

⇒後ほどご案内しますが、観光財源の使途についてアンケートでご回答いただく項目がございますので「こんな支援制度に観光財源を使って欲しい」というご意見を、是非いただけますようお願いいたします。

6 事業者様向けアンケート の追加実施について

既に市内の宿泊事業者様へ、市から郵送等にて通知をお送りし、下記の内容でアンケートを実施しております。

※神奈川県が公開されている『旅館業法に基づく許可施設一覧』及び『住宅宿泊事業施設一覧』の住所へ郵送を実施

- ・ 実施期間
令和7年12月22日 ～ 令和8年1月14日
- ・ 回答率
約11.1% (42件 / 377件)

しかしながら、より多くの事業者様のご意見を頂くためにも、**以下の期間でアンケートを追加で実施致します**(設問は同様です)。

- ・ 追加での実施期間
**令和8年3月2日(月) から
令和8年3月15日(日)17:00 まで**

プレビュー 宿泊税に関する事業者アンケート【鎌倉市観光課】

宿泊税に関する事業者アンケート【鎌倉市観光課】

貴施設の客室数について教えてください。 **必須**

 室

貴施設の収容人数について教えてください。 **必須**

 人

貴施設の年間総宿泊人数(延べ宿泊数)について教えてください。 **必須**

令和6年(2024年)の総宿泊人数(延べ宿泊数)について教えてください。

約 人

貴施設の宿泊料金について教えてください。 **必須**

当てはまるもの一つにチェックしてください。

※令和6年(2024年)の料金を教えてください。

※貴施設の宿泊料金(税抜)の平均額で回答してください。例：貴施設の宿泊料金が10,000円、15,000円、20,000円の3つであった場合、それぞれの宿泊料金の総和をプラン数である3で割った15,000円が平均額です。

※宿泊料金とは、宿泊の対価として支払うべき金額となります。宿泊に付随して提供される食事代や遊興費等は除いてください。宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃料、サービス料、寝衣代等は加算してください。

- 1万円未満
- 1万円以上～2万円未満
- 2万円以上～3万円未満
- 3万円以上～5万円未満
- 5万円以上～10万円未満
- 10万円以上

アンケート画面(抜粋)

貴宿泊施設に関する情報も、アンケートではご回答いただきます。アンケート項目一覧は、市のHPにも掲載しておりますので、回答前にご一読をお願いします。

回答方法は、以下のURL又はQRコードの市のホームページから、アンケートページにアクセス願います。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/kankouzaigenkentou.html>



【会場にお越しの方】

ご要望の方には、お帰りの際にURLとQRコード等を印刷した紙をお渡しします。

市としましては、**より多くの事業者様のご意見やデータを集めたい**と思っております。
お手数ですがご協力をお願い致します。